

議案第 2 1 号

大田原市シニアプラザ清流荘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田原市シニアプラザ清流荘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 3 月 1 日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市シニアプラザ清流荘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
大田原市シニアプラザ清流荘の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第34号）
の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

2 市長は、管理上必要があると認められるときは、前項の許可に条件を付することができる。

第5条を削る。

第8条を第13条とする。

第7条中「又は設備等をき損」を「、設備等を毀損」に改め、同条を第12条とする。

第6条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

市長は、清流荘の使用について次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しない。

第6条第2項中「前項の場合、使用者において」を「前項の場合において、清流荘の使用許可を受けようとする者が」に改め、同条を第5条とし、同条の次に次の6条を加える。

（目的外使用の禁止）

第6条 清流荘の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（使用許可の取消し等）

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第4条の使用許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは制限することができる。

(1) 第4条第2項の規定により付した許可の条件に違反したとき。

(2) 第5条第1項各号の規定に該当したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。

（使用料）

第8条 使用者は、別表に掲げる使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

（使用料の減免）

第9条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の還付）

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めに帰することができない理由により、清流荘を使用することができないとき。

(2) その他市長が特別の理由があると認めるとき。

（原状回復の義務）

第11条 使用者は、清流荘の使用を終了したとき又は第7条の規定により使用許可を取り消されたとき若しくは使用を停止されたときは、速やかに清流荘を原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は、使用者の負担とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第8条関係）

施設区分	使用単位	使用料	備考
多目的ホール	1時間	300円	
談話展示室		300円	
和室		300円	
希望の家		300円	陶芸窯の燃料費は、使用者の負担とする。

備考

1 使用する時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間とする。

2 冷暖房設備を使用する場合は、使用料の100分の50に相当する額を加算する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前日に使用の許可がされている同日以後の大田原市シニアプラザ清流荘の使用に係る使用料については、なお従前の例による。